

都市再生整備計画 事後評価方法書

布袋駅周辺地区

令和 6 年 4 月

愛知県江南市

(1) 成果の評価**1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況****指標 1 : 布袋駅周辺の交流施設等の利用者数****A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の 基準時点	コロナ禍の影響がない平成30年度を基準値とする。
②実施主体	都市計画課（都市再生整備計画事業主管課）
③計測手法	平成30年度時点（江南市布袋駅東複合公共施設整備以前）の図書館、子育て支援センター、市民・協働ステーションの利用者数（図書館においては貸出者数）と平成15年度より布袋地区の交流機能の役割を果たしている布袋ふれあい会館の利用者数の和を従前値とした。

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	令和6年7月【令和5年度分（令和5年4月～令和6年3月）の集計】
⑤実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）
⑥データの 計測手法	令和5年4月に供用を開始した江南市布袋駅東複合公共施設内の図書館、子育て支援センター、地域交流センターの利用者数（図書館については貸出者数）と布袋ふれあい会館の利用者数のデータを入力し、評価値を計測する。
⑦評価値の 求め方	従前値と同様に図書館、子育て支援センター、地域交流センターの利用者数（図書館においては貸出者数）と布袋ふれあい会館の利用者数の和を評価値とする。

⑧確定／見 込みの別		確定	
	●	見込み	

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	令和7年7月予定【令和6年度分（令和6年4月～令和7年3月）の集計】		
⑪実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）		
⑫計測手法	「⑥データの計測手法」と同様の手法で計測する。		

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標 2: まちの賑わい満足度

A: 事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の 基準時点	平成31年4月
②実施主体	都市計画課（都市再生整備計画事業主管課）
③計測手法	令和元年度（平成31年4月）に実施したアンケート調査より「駅前や市街地が整備され、人々が集いにぎわっていると思いますか。」の問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の値を従前値とした。

B: 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	令和6年9月				
⑤実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）				
⑥データの 計測手法	従前値の「③計測手法」と同様の手法で計測する。 ★従前値と同様に前都市再生整備計画（布袋地区都市再生整備計画）の区域（約150ha）の市民に対しアンケートを実施し、評価値を計測する。				
⑦評価値の 求め方	従前値と同様に「駅前や市街地が整備され、人々が集いにぎわっていると思いますか」の問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合を評価値とする。				
⑧確定／見 込みの別	<table border="1"><tr><td>●</td><td>確定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>	●	確定		見込み
●	確定				
	見込み				

C: フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あり</td></tr><tr><td>●※</td><td>なし</td></tr></table>		あり	●※	なし	※事後評価において本指標の「改善策」を必要とした場合にのみ再度確定値を計測する。
	あり					
●※	なし					
⑩計測時期	令和7年7月予定					
⑪実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）					
⑫計測手法	「⑥データの計測手法」と同様の手法で計測する。					

(1) 成果の評価

1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況

指標3： まちの安全性・利便性満足度

A：事前評価時の『従前値』の求め方

①従前値の 基準時点	平成31年4月
②実施主体	都市計画課（都市再生整備計画事業主管課）
③計測手法	令和元年度（平成31年4月）に実施したアンケート調査より「駅周辺の整備により防災性も向上し、利便性の良いまちになっていると思いますか。」の問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の値を従前値とした。

B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	令和6年9月				
⑤実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）				
⑥データの 計測手法	従前値の「③計測手法」と同様の手法で計測する。 ★従前値と同様に前都市再生整備計画（布袋地区都市再生整備計画）の区域（約150ha）の市民に対しアンケートを実施し、評価値を計測する。				
⑦評価値の 求め方	従前値と同様に「駅周辺の整備により防災性も向上し、利便性の良いまちになっていると思いますか」の問いに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合を評価値とする。				
⑧確定／見 込みの別	<table border="1"> <tr> <td>●</td> <td>確定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>見込み</td> </tr> </table>	●	確定		見込み
●	確定				
	見込み				

C：フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>●※</td> <td>なし</td> </tr> </table>		あり	●※	なし	※事後評価において本指標の「改善策」を必要とした場合にのみ再度確定値を計測する。
	あり					
●※	なし					
⑩計測時期	令和7年7月予定					
⑪実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）					
⑫計測手法	「⑥データの計測手法」と同様の手法で計測する。					

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

モニタリングの確認作業に必要なデータを分析し、総合的な判断と問題点の指摘、今後の事業の改善の方向性等を検討した。

C : 事後評価時の確認方法

- ①時 期 令和6年9月
②確 認 先 都市整備課 (都市再生整備計画事業主管課)
③確認方法 中間年次である年目 (令和4年度) に行ったモニタリング報告書により確認する。

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

地域住民で構成されるまちづくり活動実施団体等と定期的な会合を行なうことにより、事業に反映する取り組みを実施した。(令和5年6月に布袋地区鉄道高架・街づくり協議会は解散。)

C : 事後評価時の確認方法

- ①対 象 地域住民で構成されるまちづくり活動実施団体(布袋地区鉄道高架・街づくり協議会等)
②時 期 令和6年9月
③確 認 先 都市整備課 (都市再生整備計画事業主管課)
④確認方法 ・まちづくり活動実施団体の活動記録で、住民参加プロセスの実施状況を確認する。
・令和5年度より布袋駅東駅前広場の一部をイベント等に利用できるスペースとして運用する社会実験を行っており、新たな住民参加プロセスの確認を行う。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A : 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B : 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

整備される公共施設 (道路、公園、駅前広場等) の維持管理についての協働体制(アダプト制度など)が確立できるよう、継続的かつ発展的なまちづくり活動を支援した。

C : 事後評価時の確認方法

- ①対 象 地域住民による公共施設 (道路、公園、駅前広場等)の維持管理活動
②時 期 令和6年9月
③確 認 先 都市整備課 (都市再生整備計画事業主管課)
④確認方法 体制構築に向けた取組状況について確認する。

(3) 効果発現要因の整理

①時期	令和6年10月
②実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	都市再生整備計画の実施に伴う庁内関係部署と検討を行う。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時期	令和6年10月
②実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	「(3) 効果発現要因の整理」と同様に検討を行う。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時期	令和6年10月	令和7年3月
②実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）
③公表方法	<ul style="list-style-type: none">・ 広報への掲載により周知し、市役所（都市整備課）及び各支所での閲覧、ホームページでの掲載により公表する予定である。・ 公表期間は2週間とする。	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページでの掲載により公表する予定である。・ 公表期間は無期限とする。

(6) 評価委員会の審議

①時期	令和6年8月・11月
②実施主体	都市整備課（都市再生整備計画事業主管課）
③設置・運用方法	江南市都市再生整備計画事業評価委員会設置要綱に基づき、江南市都市再生整備計画事業評価委員会を設置し、審議する。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	該当なし。
-------	-------

※(3)～(6)の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	ア <input type="checkbox"/> 費用は発生しない イ <input checked="" type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ <input type="checkbox"/> 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ <input type="checkbox"/> その他（)
----------	--